

平成 25 年 4 月 2 日

「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について

公益社団法人 日本バス協会
会 長 高橋 幹

平成 25 年 4 月 2 日、太田国土交通大臣から「バス事業のあり方検討会」（座長：中村文彦横浜国立大学教授）の報告書を踏まえた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」が公表されました。バス事業のあり方検討会の委員の皆様をはじめ、諸課題の解決に向けてご協力をいただいた全ての関係者の皆様に御礼申し上げます。

昨年 4 月 29 日の関越道高速ツアーバス事故の後、中長期的課題として残された事項について、昨年 10 月からこの「バス事業のあり方検討会」においてご議論いただきましたが、いずれもバス業界が長年の課題としてきた内容であり、短期間に集中的に審議がなされ、非常に充実した検討が行われた中で一定の結論を得ることができたと思います。

特に日本バス協会が長年その解決を強く求めてきた高速ツアーバス問題については、「新高速乗合バス」制度に一本化されるとともに、今回の報告書において「今年の 8 月以降は高速ツアーバスの運行は認めない」と明記された点は、大変大きな成果であります。また、昨年 4 月 29 日に発生した「関越道高速ツアーバス事故」の影響を受け、交替運転者の配置基準などバス事業の安全性向上と悪質な事業者の排除に向けた様々な取り組みが強化される内容となりました。

これらの内容については、利用者の安心・安全への信頼を取り戻すため、国のご指導ご支援を得て、我々バス業界を挙げて全力で取り組んでいく所存であります。

なお、参入規制の問題や適正化事業のあり方などが大きな課題として残っておりますが、多くの方々のご協力を得て、諸課題の解決に向けて施策の前進と相まって、今後のフォローアップも含めて定期的にこのような検討の機会が設けられることを強く期待します。